

世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議（第6回）

日 時：平成28年6月10日

場 所：本庁舎2階 第1会議室

< 議 題 >

- 1 各作業部会の検討状況について 【資料1、2、3、4】
- 2 その他
 - ・次回の検討会議について

(案)

世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 弥富相生山線の道路事業の廃止及び近隣住宅地への通過自動車の入り込み対策、相生山緑地の整備等について、その方向性や内容等を検討するため、『世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議』(以下「検討会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 検討会議に会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は市長、副会長は緑政土木局を所管する副市長とし、委員は別表第1に掲げる職にある者で構成する。

(職務)

第3条 会長は検討会議の事務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 検討会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 各局の役割分担及び検討の進め方に関すること。
- (2) 弥富相生山線の道路事業の廃止に関すること。
- (3) 弥富相生山線の近隣住宅地への通過自動車の入り込み対策に関すること。
- (4) 相生山緑地の整備に関すること。
- (5) 市民への説明及び市民意見の聴取に関すること。
- (6) 第6条に規定する作業部会への検討指示に関すること。
- (7) その他必要と認めること。

(委員による会議の開催)

第5条 会長は、必要に応じて委員による会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 会議の議長は会長が行うものとし、会議の議事の進行及び総括をするものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 検討会議の所掌事務について、委員による会議の開催に先立って調査及び検討を行うため、検討会議の内部組織として別表第2左欄に定める作業部会を設置する。

2 作業部会に部会長、部会員を置く。

3 部会長は、道路事業廃止作業部会については緑政土木局道路建設部長と、交通対策作業部会については緑政土木局路政部長と、緑地整備作業部会については緑政土木局緑地部長とし、部会員は別表第2左欄の作業部会につき、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者で構成する。

4 部会長は、必要に応じて部会員による会議（以下この条において「会議」という。）を招集することができる。

5 会議の議事の進行は、部会長が行う。

6 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

7 会議は、部会員の内から当該会議に必要と認める部会員のみにより開催することができるものとする。

(検討会議の庶務)

第7条 検討会議の庶務は、緑政土木局企画経理課において行う。

(作業部会の庶務)

第 8 条 作業部会の庶務は、別表第 3 に掲げる所属において行う。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。

別表第 1

市長
副市長
防災危機管理局長
市民経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
消防長
天白区長

別表第 2

道路事業廃止作業部会	緑政土木局道路建設部長 防災危機管理局危機管理企画室長 住宅都市局都市計画部街路計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部道路建設課長
交通対策作業部会	緑政土木局路政部長 市民経済局地域振興部地域安全推進課長 市民経済局地域振興部主幹（交通安全対策に係る連絡調整） 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局路政部主幹（安全・保全） 緑政土木局道路建設部道路建設課長 天白区区政部地域力推進室長
緑地整備作業部会	緑政土木局緑地部長 市民経済局市民生活部広聴課長

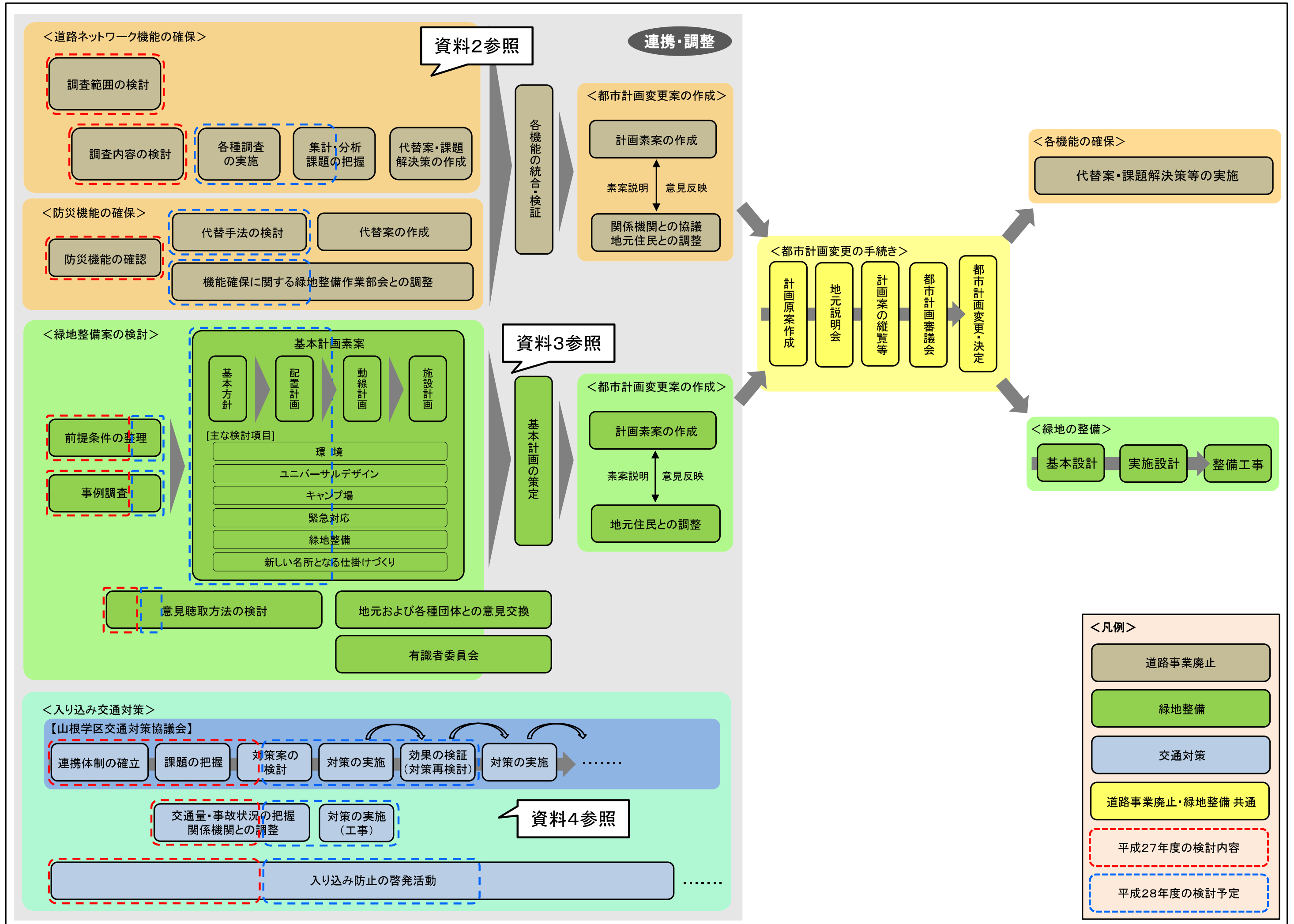
	観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室長 観光文化交流局観光交流部観光推進室長 環境局環境企画部環境企画課長 健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進） 子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課長 住宅都市局都市計画部都市計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部道路建設課長 緑政土木局緑地部緑地事業課長 消防局消防部消防課長 消防局救急部救急課長
--	--

別表第 3

道路事業廃止作業部会	緑政土木局道路建設部道路建設課
交通対策作業部会	緑政土木局路政部道路維持課
緑地整備作業部会	緑政土木局緑地部緑地事業課

新旧対照表

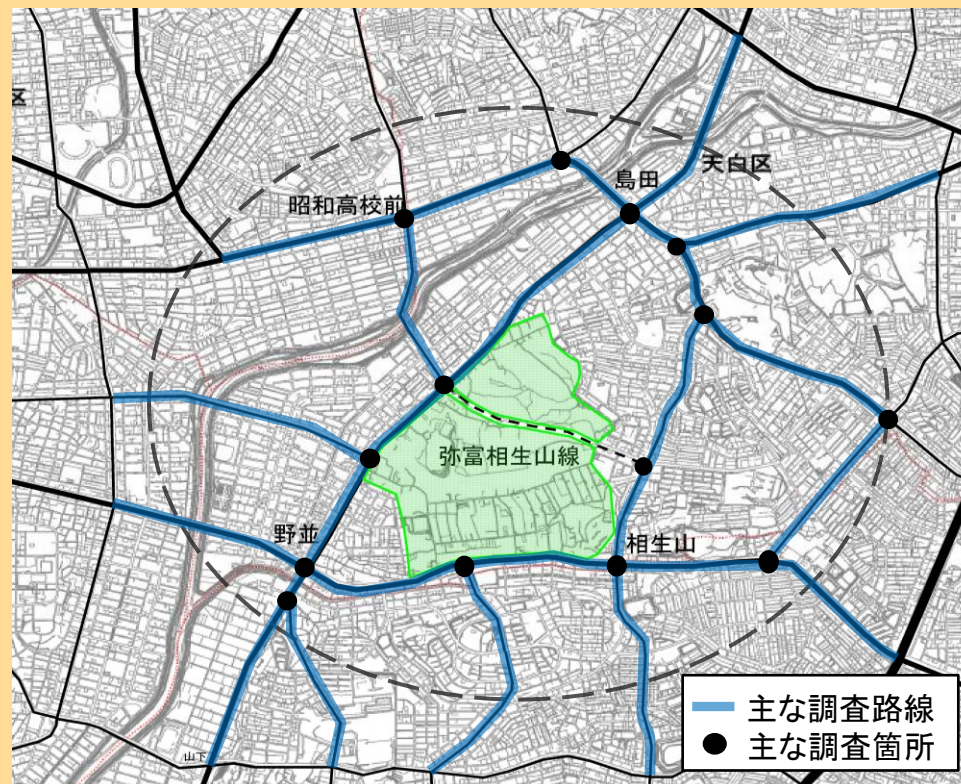
新	旧												
別表第 1 市長 副市長 防災危機管理局長 市民経済局長 観光文化交流局長 環境局長 健康福祉局長 子ども青少年局長 住宅都市局長 緑政土木局長 消防長 天白区長	別表第 1 市長 副市長 市民経済局長 環境局長 健康福祉局長 子ども青少年局長 住宅都市局長 緑政土木局長 消防長 天白区長												
別表第 2 <table><tr><td>道路事業廃止作業部会</td><td>緑政土木局道路建設部長 防災危機管理局危機管理企画室長 住宅都市局都市計画部街路計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部道路建設課長</td></tr><tr><td>交通対策作業部会</td><td>緑政土木局路政部長 市民経済局地域振興部地域安全推進課長 市民経済局地域振興部主幹（交通安全対策に係る連絡調整） 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局路政部主幹（安全・保全） 緑政土木局道路建設部道路建設課長 天白区区政部地域力推進室長</td></tr><tr><td>緑地整備作業部会</td><td>緑政土木局緑地部長 市民経済局市民生活部広聴課長 観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室長 観光文化交流局観光交流部観光推進室長 環境局環境企画部環境企画課長 健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進） 子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課長 住宅都市局都市計画部都市計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部道路建設課長 緑政土木局緑地部緑地事業課長 消防局消防部消防課長 消防局救急部救急課長</td></tr></table>	道路事業廃止作業部会	緑政土木局道路建設部長 防災危機管理局危機管理企画室長 住宅都市局都市計画部街路計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部 道路建設課長	交通対策作業部会	緑政土木局路政部長 市民経済局地域振興部地域安全推進課長 市民経済局地域振興部主幹（交通安全対策に係る連絡調整） 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局路政部主幹（安全・保全） 緑政土木局道路建設部 道路建設課長 天白区 区政部地域力推進室長	緑地整備作業部会	緑政土木局緑地部長 市民経済局市民生活部広聴課長 観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室長 観光文化交流局観光交流部観光推進室長 環境局環境企画部環境企画課長 健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進） 子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課長 住宅都市局都市計画部都市計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部 道路建設課長 緑政土木局緑地部緑地事業課長 消防局消防部消防課長 消防局救急部救急課長	別表第 2 <table><tr><td>道路事業廃止作業部会</td><td>緑政土木局道路建設部長 住宅都市局都市計画部街路計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部主幹（道路・都市環境等）</td></tr><tr><td>交通対策作業部会</td><td>緑政土木局路政部長 市民経済局地域振興部地域安全推進課長 市民経済局地域振興部主幹（交通安全対策に係る連絡調整） 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局路政部主幹（安全・保全） 緑政土木局道路建設部主幹（道路・都市環境等） 天白区区民生活部まちづくり推進室長</td></tr><tr><td>緑地整備作業部会</td><td>緑政土木局緑地部長 市民経済局文化観光部観光推進室長 市民経済局市民生活部広聴課長 環境局環境企画部環境企画課長 健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進） 子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課長 住宅都市局都市計画部都市計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部主幹（道路・都市環境等） 緑政土木局緑地部緑地事業課長 消防局消防部消防課長 消防局救急部救急課長</td></tr></table>	道路事業廃止作業部会	緑政土木局道路建設部長 住宅都市局都市計画部街路計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部 主幹（道路・都市環境等）	交通対策作業部会	緑政土木局路政部長 市民経済局地域振興部地域安全推進課長 市民経済局地域振興部主幹（交通安全対策に係る連絡調整） 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局路政部主幹（安全・保全） 緑政土木局道路建設部 主幹（道路・都市環境等） 天白区 区民生活部まちづくり推進室長	緑地整備作業部会	緑政土木局緑地部長 市民経済局文化観光部観光推進室長 市民経済局市民生活部広聴課長 環境局環境企画部環境企画課長 健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進） 子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課長 住宅都市局都市計画部都市計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部 主幹（道路・都市環境等） 緑政土木局緑地部緑地事業課長 消防局消防部消防課長 消防局救急部救急課長
道路事業廃止作業部会	緑政土木局道路建設部長 防災危機管理局危機管理企画室長 住宅都市局都市計画部街路計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部 道路建設課長												
交通対策作業部会	緑政土木局路政部長 市民経済局地域振興部地域安全推進課長 市民経済局地域振興部主幹（交通安全対策に係る連絡調整） 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局路政部主幹（安全・保全） 緑政土木局道路建設部 道路建設課長 天白区 区政部地域力推進室長												
緑地整備作業部会	緑政土木局緑地部長 市民経済局市民生活部広聴課長 観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室長 観光文化交流局観光交流部観光推進室長 環境局環境企画部環境企画課長 健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進） 子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課長 住宅都市局都市計画部都市計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部 道路建設課長 緑政土木局緑地部緑地事業課長 消防局消防部消防課長 消防局救急部救急課長												
道路事業廃止作業部会	緑政土木局道路建設部長 住宅都市局都市計画部街路計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部 主幹（道路・都市環境等）												
交通対策作業部会	緑政土木局路政部長 市民経済局地域振興部地域安全推進課長 市民経済局地域振興部主幹（交通安全対策に係る連絡調整） 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局路政部主幹（安全・保全） 緑政土木局道路建設部 主幹（道路・都市環境等） 天白区 区民生活部まちづくり推進室長												
緑地整備作業部会	緑政土木局緑地部長 市民経済局文化観光部観光推進室長 市民経済局市民生活部広聴課長 環境局環境企画部環境企画課長 健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進） 子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課長 住宅都市局都市計画部都市計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部 主幹（道路・都市環境等） 緑政土木局緑地部緑地事業課長 消防局消防部消防課長 消防局救急部救急課長												



道路ネットワーク機能の確保

調査範囲の検討

調査内容の検討



各種調査の実施

[調査項目]

(近日予定)

- ・交差点交通量
- ・幹線道路構造調査
- ・渋滞状況調査
- ・平均速度調査

集計、分析と課題の把握

代替案、課題解決策の作成

<凡例>

平成27年度の検討内容

平成28年度の検討予定

各機能の統合・検証

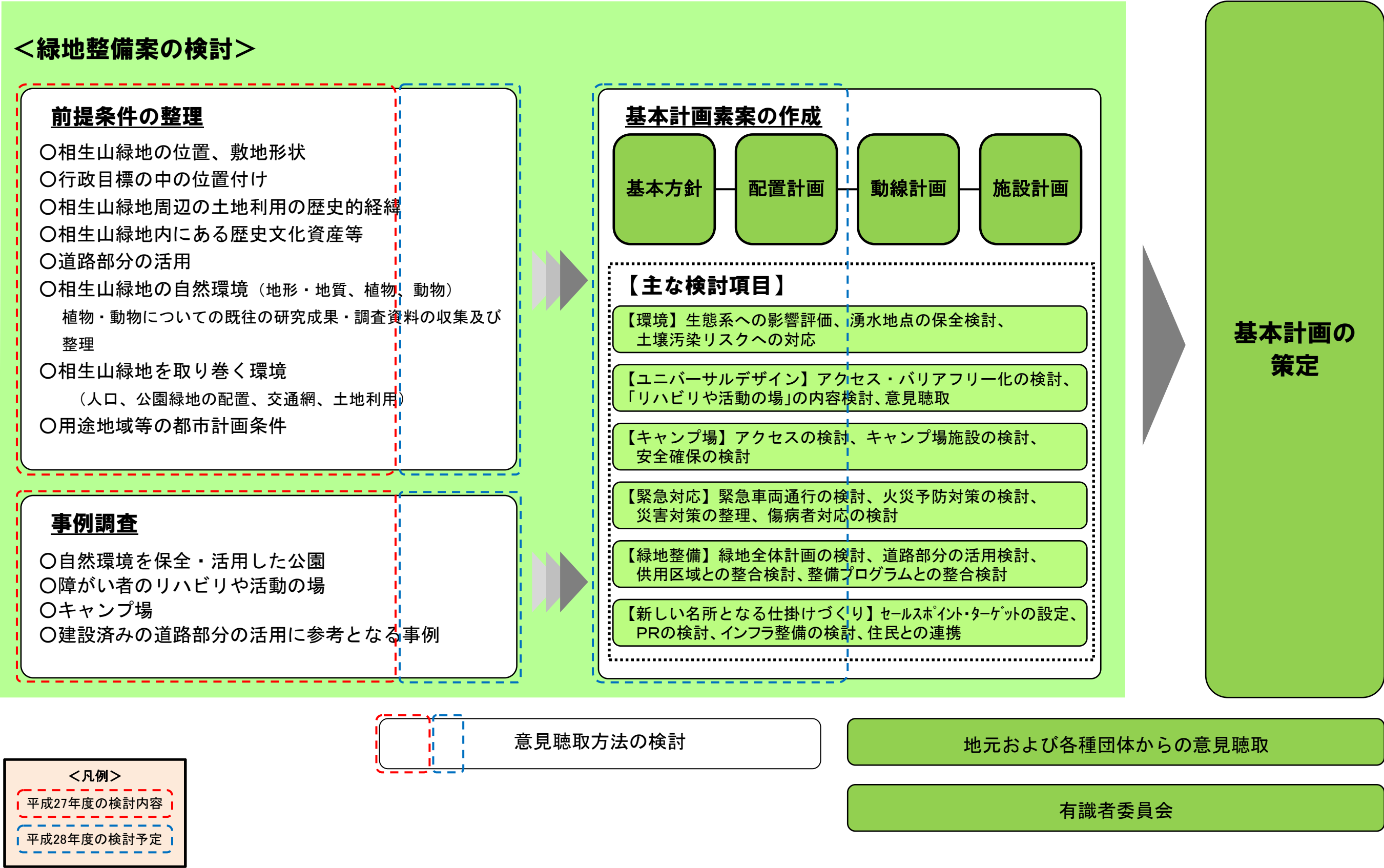
防災機能の確保

防災機能の確認

代替手法の検討

代替案の作成

機能確保に関する緑地整備作業部会との調整



対策ステップ

ステップ1 地元との連携体制をつくる

- 連携の体制（協議会等）について検討します
- 協議会員以外の地元の方の意見を反映する方法を検討します



ステップ2 課題を知る

- 地区の道路で、問題や不安に感じていることや場所について意見を出し合います
- これまでの調査結果と併せて、課題を具体的に整理し、共有化します



ステップ3 対策案を考える

- 対策を行う場所と手法を検討し、対策を決定します



ステップ4 対策を実施する

- 対策前の交通状況調査を行います 近日予定
- 対策工事を実施します 7～8月予定



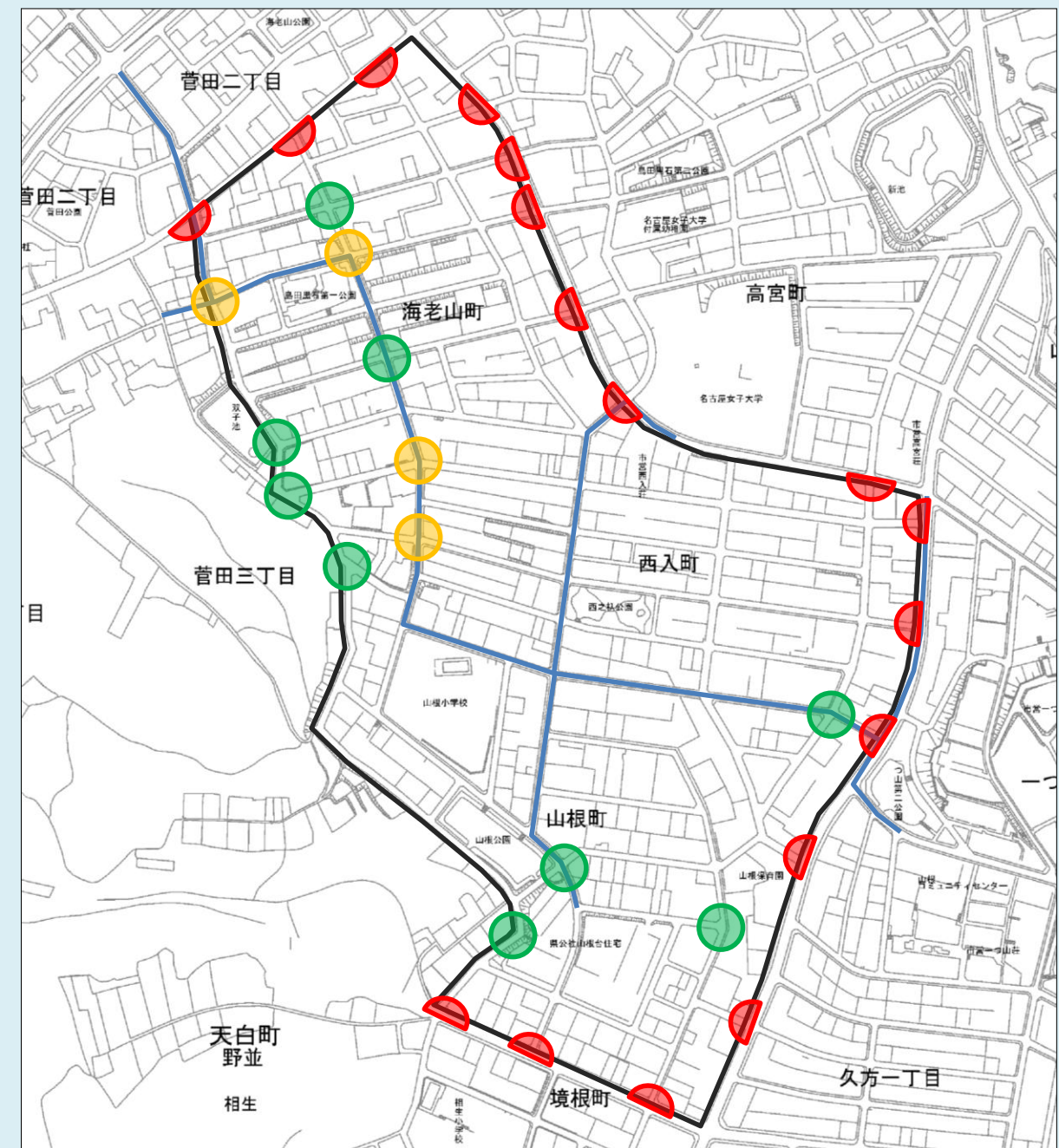
ステップ5 対策の効果を検証する

- 対策後の交通状況調査を行います 9月予定
- 集計、分析して課題の把握及び検証を行います

<凡例>

- 平成27年度の検討内容
- 平成28年度の検討予定

平成28年度 対策の実施内容・箇所



<凡例>

- 対策及び検証範囲
- 通学路
- 対策範囲入口の明確化（17か所）
- 交差点付近の明確化（区画線）（9か所）
- 交差点の明確化（カラー化）（4か所）

